

令和3年7月1日

鯨肉取扱いご担当者 各位

一般社団法人日本捕鯨協会
共同船舶株式会社

【公益需要助成事業】 医療枠のご利用にあたって

医療用途に提供するための鯨肉販売については、別紙「令和3年度公益向鯨肉販売価格表」に従い、販売することが可能です。

この事業の利用にあたっては、(1)利用枠、(2)指定期限、(3)申請／報告ルール の3点を遵守していただく必要がございます。下記に則りご利用下さい。

※調査副産物の公益的使用について適用された以前の制度とは変更された点がございますので、改めて下記内容をお確かめの上、利用申請下さいますようお願いいたします。

記

① 事前の申請書の作成について

- イ. 申請書は別紙書式（申請様式第2号）を用いて作成して下さい。
- ロ. 原則として全ての事項への記入が必要です。記入のない場合は、当該文書は無効となります。
- ハ. 申請者は「医療機関又は医療目的のために必要な鯨肉の購入を希望する団体」となります。販売計画の承認申請にあたっては、医療目的のために鯨肉を必要とする医療機関又は医師の証明書の添付が必要となります。
- ニ. 原則として申請書の受付は令和3年7月1日から同年12月24日までとなります。

② 実施報告書の作成について

- イ. 報告書は別紙書式（報告様式第2号）を用いて作成して下さい。
- ロ. 原則として全ての事項への記入が必要です。記入のない場合は、当該文書は無効となります。
- ハ. 報告書の提出期限を遵守して下さい。（令和4年3月4日までに提出）
- ※ 前制度で購入された調査副産物の未使用分がある場合は、従来の調査副産物用の報告書を使用し、本事業の報告書とは別に提出して下さい。

③ 売渡条件について

- イ. 販売計画又は事業計画について、別に定める様式により本協会の承認を得なければなりません。また、販売の条件に反する等の虚偽の使用実態が判明した場合、一般用価格との差額を請求するとともに、以後、状況の改善が明らかになるまでの当分の間、当該団体への販売を行わないものとします。

- ロ. 販売計画の承認申請にあたっては、医療目的のために鯨肉を必要とする医療機関又は医師の要望書を添付して下さい。
- ハ. 購入代金は原則として、前納といたします。
- ニ. 公益用として鯨肉を購入した全ての団体は、本協会に対して別に定める様式に従って、購入した年度内に使用報告もしくは販売報告をする必要があります。

以上